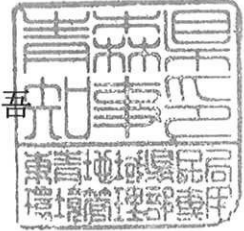


## 産業廃棄物処分業許可証

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2  
 株式会社ミナミ  
 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三 村 申 吾



許可の年月日 令和4年6月21日  
 許可の有効年月日 令和9年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分	産業廃棄物の種類
中間処理 破砕	木くず がれき類 以上2種類

上記のうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設 (移動式) [HC2400AT]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	木くず: 152 t / 日 (8時間稼働)	平成18年10月1日 平成18年9月29日 18-8の2-6
破砕施設 (移動式) [TG540TX]	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1	木くず: 228.8 t / 日 (8時間稼働)	平成23年4月6日 平成22年6月7日 22-8の2-2

(第1面: 第2面に続く)

## (第2面)

<p>破碎施設 (移動式) [HG4000TXII]</p>	<p>青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1</p>	<p>木くず:209.6t/日(8時間稼働)</p>	<p>令和2年4月4日 令和元年7月29日 R1-8の2-2</p>
<p>破碎施設 (移動式) [LT105]</p>	<p>青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1</p>	<p>がれき類:3,200t/日(8時間稼働)</p>	<p>平成18年10月1日 平成18年9月29日 18-8の2-5</p>
<p>破碎施設 (移動式) [LT96]</p>	<p>青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。 駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1</p>	<p>がれき類:2,936t/日(8時間稼働)</p>	<p>令和3年8月24日 令和3年8月24日 R3-8の2-6</p>

3. 許可の条件  
無し

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成19年6月21日 新規許可  
平成24年7月27日 更新許可  
平成29年8月1日 更新許可  
令和4年6月21日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)